0 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案 修正溶け込み後の法案対比表

 $\bigcirc$ 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号) [抄]

(傍線部分は修正部分)

(新設)	二  第七十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせ
(新設)	第三十一条の六第三項の規定による命令に違反したとき。
る。	
合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の過料に処す	為をした者は、二十万円以下の過料に処する。
第八十条 第三十一条の六第三項の規定による命令に違反した場	第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行
には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の過料に処する。	には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の過料に処する。
第七十九条 第四十五条第三項の規定による命令に違反した場合	第七十九条 第四十五条第三項の規定による命令に違反した場合
本則に次の三条を加える。	本則に次の二条を加える。
「第七十八条」を「第八十一条」に改める。	「第七十八条」を「第八十条」に改める。
目次中「第三十一条」を「第三十一条の三」に、・・・(中略)・・・	
第三十一号)の一部を次のように改正する。	第三十一号)の一部を次のように改正する。
第一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成二十四年法律	第一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成二十四年法律
(新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正)	(新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正)
律	律
新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法
修正前	修正後

とき。 検査を拒み による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした 若しくは虚偽の報告をし、 妨げ 若しくは忌避し、 又はこれらの規定による立入 若しくはこれらの規定

(削る)

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一

部改正

(平成十年法律第百十四号) の一部を次のように改正する。

目次中「第十二章 費用負担 (第五十七条―第六十三条)」を

第十三章 費用負担 (第五十七条—第六十三条)

感染症及び病原体等に関する調査及び研究

(第五十

「第十二章

六条の三十九)

第十三章」を「第十四章」に、 「第十四

章」を「第十五章」に、 「第八十一条」を「第八十三条」に改め

> 第八十一条 合には 入検査を拒み、 をせず、若しくは虚偽の報告をし、 による質問に対して答弁をせず、 当該違反行為をした者は 第七十二条第一項若しくは第二項の規定による報告 妨げ、 若しくは忌避し、 若しくは虚偽の答弁をした場 又はこれらの規定による立 二十万円以下の過料に処す 若しくはこれらの規定

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一

部改正)

る。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成十年法律第百十四号) の一部を次のように改正する。

目次中「第十二章

費用負担

(第五十七条―第六十三条)」を

「第十二章 感染症及び病原体等に関する調査及び研究 (第五十七条—第六十三条 (第五十

六条の三十九)

第十三章

費用負担

章」を「第十五章」に改める。 「第十三章」を「第十四章」に、 「第十四

る 号に定める者」に改め、 第三項中 その長。 に第十五条第十三項を除く。)において同じ。)」を加え、 第十四条第一項及び第六項、 る市又は特別区 第十二条第 に、 以下この章 「その者の居住地を管轄する都道府県知事」を「当該各 「その管轄する区域外に居住する」を「次の各号に掲げ 項中 以下 「都道 (次項及び第三項、 「保健所設置市等」という。)にあっては、 同項に次の各号を加える。 府県知事」 第十四条の二第一項及び第八項並び の下に「(保健所を設置す 次条第三項及び第四項 同条

の長及び都道府県知事)の長及び都道府県知事(その居住地を管轄する保健所設置市等する都道府県知事(その居住地が保健所設置市等の区域内に一、その管轄する区域外に居住する者、当該者の居住地を管轄

る区域内に居住する者 当該者の居住地を管轄する保健所設二 その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄す

置市等の長

改め、同項を同条第十八項とし、同条中第十項を第十七項とし、同条第十九項とし、同条第十一項中「第七項」を「第十二項」に第十五条第十二項中「第七項」を「第十二項」に改め、同項を

に、 定める者」に改め、 三項中「その管轄する区域外に居住する」を「次の各号に掲げる」 第十四条第一項及び第六項、 その長。 に第十五条第九項を除く。)において同じ。 る市又は特別区 第十二条第一項中 「その者の居住地を管轄する都道府県知事」 以下この章 ( 以 下 同 (次項及び第三項、 都道府県知事」 頭に次の各号を加える。 「保健所設置市等」という。)にあっては 第十四条の二第一項及び第八項並 の 下 に 次条第三項及び第四項 )」を加え、 (保健所を設置 を 「当該各号に 同条第 び

の長及び都道府県知事) ある場合にあっては、その居住地を管轄する保健所設置市等ある場合にあっては、その居住地が保健所設置市等の区域内にする都道府県知事(その居住地が保健所設置市等の区域内に一 その管轄する区域外に居住する者 当該者の居住地を管轄

置市等の長る区域内に居住する者 当該者の居住地を管轄する保健所設二 その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄す

同項を同条第十四項とし、同条中第十項を第十三項とし、第九項条第十五項とし、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に改め、第十五条第十二項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同

を、 を加える。 知 厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県 び保健所設置市等の長(次項において「都道府県知事等」という。)」 第九項を第十六項とし、 事 厚生労働大臣」 を加え、 同 『項を同条第十三項とし、 の下に「 同条第八項中「都道府県知事」の下に「及 (保健) 所設置市等の長にあっては、 同項の次に次の二項

14 都道府県知事等は、他の都道府県知事等に通報しなけれける感染症のまん延を防止するため必要があると認められる場は必要な調査の結果を当該他の都道府県知事等が管轄する区域におは、 都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域にお

15 と読 告 この場合において、 場合にあっては、 第十二条第五項の規定は、 と み替えるものとする。 届出等」 最寄りの保健所長を含む。)」とあるのは とあるのは 同 条第五 項中 前 「報告等」と、 一項の場合につい 届 出 報告」とあ 者 て準 るの ( 第 用する。 は 項 者 報 0

体保有者、 インフルエ 一類感染症、 第十五条中第七項を第十二項とし、 新感染症 三類感染症、 ザ 等感染症の 0 所見がある者又は感染症を人に感染させる 患者、 兀 類感染症、 疑似症患者若しくは無症 同条第六項中「一 五類感染症若しくは新型 類感染症 出状病原

> 加える。 を、 知事)」 厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の 健所設置市等の長 を第十二項とし、 厚 生労働大臣」 を加え、 同 同 (次項において「都道府県知事等」という。)」 項を同条第九項とし 条第八項中 0) 下に (保健所設置市等の長にあっては 「都道 府県知事」 区域を管轄する都道府県 同 項 0 次に次の一 の 下 に 「及び保 項

10 ばならない。 は必要な調査の結果を当該他の都道府県知事等に通報しな で定めるところにより、 合として厚生労働省令で定める場合にあっては、 ける感染症のまん延を防止するため必 都道府県知事等は、 他 第一 この都道 項の規定により実施された質問 府県知 要が 事等が管轄する区 ねると 厚生労働省令 認めら 一域に れ る場 け お れ

11 場合にあっては、 と読み替えるものとする。 告」と、 この場合において、 第十二条第五項の規定は、 「届出等」 最寄りの とあるのは 同条第五項中 保健所長を含む。 前 「報告等」 一項 「届出、 の場 合につい 報告」とあるのは と、 )」とあるの 者 て準 ( 第 用 は でする。 項 報

体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるインフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型第十五条中第七項を第八項とし、同条第六項中「一類感染症、

に改め、 同条第七項とし、 患者等を除く。 他の関係者は、」 おそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その 「調査」 を削り、 は、 の 下 に 同項の次に次の 当該質問又は必要な調査」を加え、 「を求められた者 「よる質問」を「より質問を受け、 四項を加える。 (次項に規定する特定 同項を

8 より、 に応ずべきことを命ずることができる。 される場合を含む び第五十三条第 発生を予防し 見がある者 若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の 定に基づく政令によって準用される場合 めるときは に対して正当な理由がなく協力しない場合において、 (第三項 都道 (同条第 項又は第二項の規定による当該職員の質問又は必要な調 府県知事又は厚生労働大臣は 同条第 (第六項において準用される場合、 一項の政令により (以下この項において「特定患者等」という。 その特定患者等に対し、 項の政令の期間が延長される場合を含む。 又はそのまん延を防止するため必要があると認 項の規定に基づく政令によって適用される場 を含む。 同条第 の規定による求めを除く。 当該質問又は必要な調 一項の政令の期間が延長 類感染症 (同条第二項の 第七条第 二類 感染症 一項の規 政令に 感感染症 及 査 査  $\mathcal{O}$ が 所

> 項を同条第七項とし、 規定する者を除く。 に改め、 他の関係者は、」 おそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その 「前項」 を「第三項」に改め、 「調査」 を削り、 の下に「を求められた者 は、 同条中第五項を第六項とし 当該質問又は必要な調査」 「よる質問」を「より質問を受け、 同項を同条第五項とし (第七十七条第三号に 同条第四項中 を加え、 同条第三 同

項の次に次

の一項を加える。

度のものでなければならない。 の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限にかかった場合の病状の程度その他の事情に照らして、感染症9 前項の命令は、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症

令をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。 には、同時に、当該命令を受ける者に対し、当該命令をする理 には、同時に、当該命令を受ける者に対し、当該命令をする理 が 都道府県知事又は厚生労働大臣は、第八項の命令をする場合

項を加える。三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「前項」を「第第十五条中第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「第

類並びに当該種類ごとの感染症の発生及びまん延の状況並びに 感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、感染感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、感染 感染症の 土 都道府県知事は、感染症の患者を迅速に発見することにより、

類並びに当該種類ごとの感染症の発生及びまん延の状況並びに感染症の性質、当該都道府県知事の管轄する区域内における感染症症の性質、当該都道府県知事の管轄する区域内における感染症感染症の患者を迅速に発見することにより、

感染症を公衆にまん延させるおそれその他の事情を考慮して、

前項の規定による求めを行うものとする。

第十五条の二第三項中「前条第七項」を「前条第十二項」

に改める。

第十五条の三第四項中「第十五条第七項」を「第十五条第

十二項」に改める。

検査その他の感染症に関する検査を行う民間事業者その他の感染 下に、、 「状況」 第十六条の二の見出しを 医療機関 0) 下に 「並びに病原体等の検査の状況」 を 「医療関係者」 「(協力の要請等)」 の下に「又は病原体等の を、 に改め、 医 同条中 師  $\mathcal{O}$ 

症試験研究等機関」

を加え、

同条に次の二項を加える。

める措置の実施に協力するよう勧告することができる。 な理由がなく当該協力の求めに応じなかったときは、同項に定求めを行った場合において、当該協力を求められた者が、正当2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による協力の

3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告を 3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告を

(削る)

前項の規定による求めを行うものとする。感染症を公衆にまん延させるおそれその他の事情を考慮して、

第十五条の二第三項中「前条第七項」を「前条第八項

に

改める。

八項」に改める。 第十五条第七項」を「第十五条第

者」 次の二項を加える。 行う民間事業者その他の感染症試験研究等機関」 「状況」 第十六条の二の見出しを「(協力の要請等)」 の 下 に の下に「並びに病原体等の検査 「又は病原体等の検査その他 の感染症に関する検査 0) 状況」 に改 を、 を加え、 め、 医 同条に 「療関係 同 条中 を

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による協力の2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による協力の

る。 その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなく3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告を

第五十六条の二第一項中「第七十七条第九号」を「第七十七条

き。」に改める。した」を加え、同条第一号から第八号までの規定中「者」を「とした」を加え、同条第一号から第八号までの規定中「者」を「と第七十二条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為を

## 第十号」に改める。

同号を同条第二号とし、 同号を同条第三号とし、 同号を同条第四号とし、 同号を同条第五号とし、 同号を同条第六号とし、 号を同条第七号とし、 を同条第八号とし、同条第六号中「者」を「とき。 同条第九号とし、 した」を加え、 第七十二条中「該当する」 同条第八号中「者」を「とき。 同条第七号中「者」を「とき。 同条第五号中「者」を「とき。 同条第一号中「者」を「とき。」に改め、 同条第二号中 同条第三号中 同号の前に次の一号を加える。 同条第四号中「者」を「とき。 の下に「場合には、 「者」を「とき。」に改め、 「者」を「とき。 に改め、 当該違反行為を 」に改め、 に改め 」に改め 」に改め、 」に改め、 同号を 同号 同

同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。 間が延長される場合を含む。 らの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用さ 七十七条において同じ。)及び第五十三条第一項の規定に基 れる場合(同条第二項の政令により、 いて準用する第十九条第一項若しくは第二十条第一 づく政令によって適用される場合(同条第二項の政令により、 第十九条第一項 次条第二項及び第七十七条において同じ。)を含む。 第二十条第一項若しくは第二十六条にお 以下この号、 同条第一項の政令の期 次条第二項及び第 項 以下この これ

五項、 含む。 三項若しくは第二十六条において準用する第十九条第三項若 第十九条第三項若しくは第五項、 る場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適 の規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用され 条若しくは第二十六条において準用する第二十三条(これら は第三項の規定による入院の措置を実施される者 おいて準用する第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二 第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五 は第二十六条において準用する同項 は第四十六条第二項若しくは第三項の規定による入院の措置 適用される場合を含む。 れる場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって らの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用さ しくは第五項若しくは第二十条第二項若しくは第三項 若しくは第四十六条第一項の規定による入院の勧告若しくは 十条第二項若しくは第三項若しくは第四十六条第二項若しく を含む。 により入院した者がその入院の期間 十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を 第二十条第二項若しくは第三項若しくは第二十六条に 又は第四十六条第四項の規定により延長された期間 )中に逃げたとき、 以下この号において同じ。 又は第十九条第三項若しくは第 第二十条第二項若しくは第 (これらの規定が第七条 (第二十条第四項若しく (第二十三 )若しく これ

らの規定が」に、 は第五十条の二第二項の規定による」を「若しくは」に改める。 項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。)若しく 項若しくは第二項」 の三第一項 七条において同じ。 じ。)及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用さ く政令によって適用される場合 れる場合(」を「以下同じ。)及び第五十三条第一項の規定に基づ 第七十三条第二項中 <u>(</u>) 「第五十条の二第一項」を「第五十条の二第 「第四十四条の三第一項若しくは第二項 に、 を 「以下この項及び第七十七条において同 一、 を「以下同じ。)を」に、 第四十四条の三第二項 に、 「以下この項及び第七十 「第四十四条 (第七条第 これ

第八項」 三条第 二条第 した」を加え、 第七十七条中 項 項 に、 を に 「医師」 同条第一号中 「獣医師が第十三条第一項」 該当する」 第四項又は同条第六項」 を ーとき。 の 下 に 「第十二条第 」に改め 「場合には を 項 に、 同条第二号中 「第六項又は同条 を 当該違反行為を 「同条第五項」 「医師が第十 「第十

を れる場合を含む。) 若しくは第五十条の二第二項の規定による」 条の三第二項 項」を「第五十条の二第一項若しくは第二項」 を「を」に、 れる場合を含む。 項及び第七十七条において同じ。 り、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。 一項若しくは第二項 「(同条第二項の政令により、 第七十三条第二項中 「若しくは」に改める。 「第四十四条の三第一項 (第七条第一 以下この項及び第七十七条において同じ。 (これらの規定が」に、 「準用される場合 項の規定に基づく政令によって準用さ 同条第 を「準用される場合」に、 <u>(</u>) 項の政令の期間 (同条第) 「第五十条の二第一 「第四十四条の三第 に、 一項の政令によ 乛 以下この 第四十 が延長さ を 应

三条第一項」 第八項」 二条第一項」 した」を加え、 第七十七条中 に、 に を「獣医師が第十三条第一 「医師」 同条第一号中 「該当する」 「第四項又は同条第六項」 を「とき。 の 下 に 「第十二条第 に改め 「場合には 項 項」 を に 同条第二号中 「第六項又は同条 を 当該違反行為を 「同条第五項」 「医師が第十 「第十

改め、 九号までの規定中「者」を「とき。」に改める。 号中「者」を「とき。 所設置市等」 を「同条第七項」 「場合において、 同条第五号中 に に 者」を 保健所を設置する市及び特別区」 に改め 獣医師」を「とき。 「違反した者」を「違反したとき。 とき 同条第四号中「者であって」を に改め、 に改め、 同条第六号から第 を 同条第三 「保健 に

同条第二号の次に次の一号を加える。 同条第四号中「者であって」 市等」に 同条第五号中「保健所を設置する市及び特別区」を「保健所設置 条第六号中 八号中「者」を「とき。 号中「者」を「とき。」 条第三号中 た者」 第七号中「者」を「とき。 を「同条第七項」に、 を「違反したとき。 「者」を「とき。 「者」を「とき。 一者」を「とき。 獣医師」 に改め、 に改め、 」に改め、 を に改め、 に改め、 に改め、 に改め、 「場合において を「とき。 同号を同条第十号とし、 同号を同条第九号とし 同号を同条第五号とし 同号を同条第八号とし 同号を同条第六号とし 同号を同条第七号とし 同号を同条第四号とし に改め、 に、 同条第九 同条第 違反し 同条 同

準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令に 準用される場合、 くは虚偽の答弁をし、 当該職員の質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、 規定に基づく政令によって適用される場合を含む。 基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の 染症の患者又は新感染症の所見がある者が第十五条第 よる当該職員の調査 しくは第二項の規定(これらの規定が第七条第 一類感染症、 二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感 第七条第一項の規定に基づく政令によって (第十五条第三項 又は正当な理由がなくこれらの規定に (同条第五項において 項の規定に による 項若 若し

(削る)

第八十一条を第八十三条とし、第八十条を第八十二条とし、第

七十九条の次に次の二条を加える。

第八十条 第二項若しくは第三項若しくは第二十六条において準用する第 は第二十六条において準用する同項(これらの規定が第七条第 置により入院した者がその入院の期間 しくは第四十六条第二項若しくは第三項の規定による入院の措 第三項(これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によ 十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十条第二項若しくは 入院の勧告若しくは第十九条第三項若しくは第五項 用される場合を含む。) 若しくは第四十六条第一項の規定による れる場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適 れらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用さ によって適用される場合を含む。 って準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令 において準用する第十九条第一項若しくは第二十条第 第十九条第一項 第二十条第一項若しくは第二十六条 以下この条において同じ。)若 (第二十条第四項若しく 第二十条 一項

を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。よって適用される場合を含む。)の規定による求めを除く。)

号」を「第七十七条第九号若しくは第十号」に改める。
二条(第一号を除く。)」に、「第七十七条第八号若しくは第九第七十九条中「第七十二条まで」を「第七十一条まで、第七十

(新設)

第八十一条 た者が、 期までに入院しなかったときは、五十万円以下の過料に処する。 受けた者に限る。)が正当な理由がなくその入院すべき期間の始 合を含む。)による当該職員の質問に対して正当な理由がなく答 び第五十三条第 が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及 基づく政令によって適用される場合を含む。)による命令を受け く政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に 九条において準用する第十六条の三第五項の規定による通知を 規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)又は第四十 院の措置を実施される者 三項若しくは第四十六条第二項若しくは第三項の規定による入 九条第三項若しくは第五項若しくは第二十条第二項若しくは第 二項若しくは第三項若しくは第二十六条において準用する第十 又は第四十六条第四項の規定により延長された期間を含む。) 中 条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。) に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の いて準用する第二十三条 に逃げたとき又は第十九条第三項若しくは第五項、 項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三 第十五条第一項若しくは第二項の規定(これらの規定 第十五条第八項の規定(第七条第一項の規定に基づ 一項の規定に基づく政令によって適用される場 (これらの規定が第七条第 (第二十三条若しくは第二十六条にお 第二十条第 一項の規定

料に処する。

料に処する。

料に処する。

科に処する。

本は、正十万円以下の過く。)を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過く。)を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過く。)を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過く。)を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過く。)を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過く。)を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過く。)を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過く。)を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過く。)を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過く。)を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過く。)を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過く。)を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過く。)を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過く。)を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過く。)を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過く。)を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過く。)を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過く。)を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過く。

第十四章を第十五章とする。

年法律第六十七号)」を削る。

、次条第二項において同じ。)及び前条」に改め、「(昭和二十二、次条第二項において同じ。)及び前条」に改め、「(昭和二十二三項、第十三条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第六十四条の二中「前条」を「第三章(第十二条第二項及び第

附則

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一

部改正に伴う経過措置)

者に対する医療に関する法律第十五条第八項の規定は、施行日以第三条第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患

第十四章を第十五章とする。

第六十七号)」を削る。第六十四条の二年「前条」を「第三章(第十二条第三項及び第八項並びに第十五条第九項を除く。次三項、第十三条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二中「前条」を「第三章(第十二条第二項及び第

附則

部改正に伴う経過措置)(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

0

第三条 (新設)

後に行われる同条第一項又は第二項の規定による当該職員の質問後に行われる同条第一項又は第二項の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第八十条の規定は、施行日以後に行われる同法の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に定による入院の勧告若しくは入院の措置により入院する者又は施定による入院の勧告若しくは入院の措置により入院する者又は施定による入院の勧告若しくは入院の措置により入院する者又は施定による入院の勧告者に対して正当な理由がなく協力しない特定患者等でによる入院の勧告者に対して正当な理由がなく協力しない特定患者等で施行日以後に行われる同法の規定による入院に係る通知を受ける感染症の予防及び感染症の患者に対して正当な理由がなく協力しない特定患者等で、

た者に限る。)について適用する。

2

知を受けた者に限る。)について適用する。 第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に行われる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第七十二条第一号の規定は、施行日以後対する医療に関するとれる者(施行日以後に行われる同法の規定による入院の措置を実施される者(施行日以後に行われる同法の規定による入院の措置を実施される者(施行日以後に行われる同法の規定による入院の措置を実施される者(施行日以後に行われる同法の規定による及正後の感染症の患者に対するという。